

石川県公報

令和5年7月28日

第13629号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○一般競争入札の落札者等	(産業政策課) 1
○特定計量器の定期検査の実施	(経営支援課) 1
○県道の区域の変更	(道路整備課) 2
○県道の供用の開始	(同) 2
○随意契約の相手方等	(同) 3
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正	(出納室) 3
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正	(同) 3
公 告	
○入札公告	(厚生政策課) 4
○令和5年度クリーニング師試験公告	(薬事衛生課) 5
○入札公告	(少子化対策監室) 5
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(経営支援課) 7
○農用地利用集積等促進計画の認可公告	(農業経営戦略課) 9
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	(農業基盤課) 9
○公共測量実施公告	(監理課) 9
○公共測量実施公告	(同) 9
○県有財産売却入札公告	(建築住宅課) 10

告 示

石川県告示第283号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和5年7月28日

石川県知事 馳 浩

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
多目的X線回折装置 一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県工業試験場管理部総務課
金沢市鞍月2丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和5年7月5日
- 落札者の名称及び所在地
丸文通商株式会社
金沢市松島一丁目40番地
- 落札金額
33,000,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和5年5月26日

石川県告示第284号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）の定期検査を次のとおり実施する。

令和5年7月28日

石川県知事 馳 浩

知事が指定する場所で実施する検査

区 域	日 時	場 所
七尾市のうち 中島地区、田鶴浜地区及び能登島 地区並びに石崎小学校及び和倉小 学校の各通学区域	令和5年9月5日(火) (午前11時から正午まで及び午後1時か ら午後3時まで)	田鶴浜地区コミュニティセンター (ホール)
七尾市のうち 中島地区、田鶴浜地区及び能登島 地区並びに石崎小学校及び和倉小 学校の各通学区域を除く地区	令和5年9月6日(水)及び同月7日(木) (午前11時から正午まで及び午後1時か ら午後3時まで)	七尾市文化ホール(第13会議室)
宝達志水町のうち 志雄地区	令和5年9月26日(火) (午前10時30分から正午まで及び午後1 時から午後3時まで)	宝達志水町役場前車庫
宝達志水町のうち 押水地区	令和5年9月27日(水) (午前10時30分から正午まで及び午後1 時から午後3時まで)	アステラス横車庫
志賀町のうち 富来地区	令和5年10月4日(水) (午前11時から正午まで及び午後1時か ら午後3時まで)	富来行政センター
志賀町のうち 志賀地区	令和5年10月5日(木) (午前11時から正午まで及び午後1時か ら午後3時まで)	志賀町役場

石川県告示第285号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和5年7月28日から同年8月10日まで縦覧に供する。

令和5年7月28日

石川県知事 馳 浩

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦 覧 場 所	
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)		
勘 谷 津 幡 線	河北郡津幡町字蓮花寺い51番1地先から	旧	12.20～21.96	156.0	県 央 土 木 総 合 事 務 所 維 持 管 理 課	
	河北郡津幡町字鳥越は3番4地先まで	新	13.20～23.79	156.0		
	下記区間を道路区域から除外する。					
	河北郡津幡町字鳥越は6番1地先から 河北郡津幡町字七黒と19番1地先まで		12.05～18.89	343.0		

石川県告示第286号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和5年7月28日から同年8月10日まで縦覧に供する。

令和5年7月28日

石川県知事 馳 浩

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の縦覧場所
筋 谷 津 幡 線	河北郡津幡町字蓮花寺い51番1地先から 河北郡津幡町字七黒ニ6番2地先まで	令 和 5 年 7 月 28 日	県 央 土 木 総 合 事 務 所 維 持 管 理 課

石川県告示第287号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和5年7月28日

石川県知事 馳 浩

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
石川県道路情報管理システム機器賃貸借及び保守 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県土木部道路整備課舗装・維持補修グループ
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
令和5年6月2日
- 随意契約の名称及び所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北陸
金沢市彦三町1丁目1番1号
- 随意契約に係る契約金額
149,083,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
政令第11条第1項第1号の規定に該当するため

石川県告示第288号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、令和5年5月15日から適用する。

令和5年7月28日

石川県知事 馳 浩

表の株式会社北国銀行城南支店の項中「金沢市菊川2丁目」を「金沢市三口新町4丁目」に改める。

石川県告示第289号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、令和5年5月22日から適用する。

令和5年7月28日

石川県知事 馳 浩

表の株式会社北国銀行山代支店の項から株式会社北国銀行松が丘支店の項までを次のように改める。

代	株式会社北国銀行山代支店	加賀市小菅波町1丁目	
動	株式会社北国銀行動橋支店	加賀市小菅波町1丁目	加賀高等学校
片	株式会社北国銀行片山津支店	加賀市小菅波町1丁目	
丘	株式会社北国銀行松が丘支店	加賀市小菅波町1丁目	

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年7月28日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名
保健環境センタードラフトチャンバー等更新工事
- (2) 工事場所
金沢市太陽が丘1丁目地内
- (3) 完成期日
令和6年3月15日
- (4) 工事概要
仕様書等による。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告に係る入札説明書等の交付を受けた者であること。
- (5) 仕様書等に示す工事内容の特質を理解し、これを確実に実施することができる者であること。
- (6) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先
〒920-1154 金沢市太陽が丘1丁目11番地
石川県保健環境センター管理部総務課 電話番号 076-229-2011
- (2) 入札説明書等の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札説明書等の交付期間
令和5年7月28日(金)から同年8月3日(木)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで)
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
入札 令和5年8月8日(火)午前11時
開札 入札後、即時開札する。
場所 石川県保健環境センター大研修室
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札説明書その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (2) 入札者は、入札書を3(1)の提出場所に持参により提出しなければならない。その他の方法による入札は、認めない。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札書の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) 入札者に要求される義務
契約担当者から競争入札参加者資格等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (8) その他
詳細は、入札説明書等による。

令和5年度クリーニング師試験公告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、令和5年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和5年7月28日

石川県知事 馳 浩

- 1 試験の日時
令和5年11月10日(金)午後1時から
- 2 試験の場所
金沢市諸江町中丁467番地2
石川県クリーニング会館
- 3 願書の配布
令和5年9月1日(金)から石川県健康福祉部薬事衛生課、県各保健福祉センター及び金沢市保健所で配布する。
- 4 出願に関する書類の受付期間
令和5年9月4日(月)から同月29日(金)まで(郵送の場合は、受付期間内の消印があるものを受け付ける。)
- 5 出願に関する書類の提出先
 - (1) 県内(金沢市を除く。)に居住する者 住所地を管轄する県保健福祉センター
 - (2) 金沢市又は県外に居住する者 石川県健康福祉部薬事衛生課
- 6 その他
詳細については、石川県健康福祉部薬事衛生課へ問い合わせること。

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年7月28日

石川県知事 馳 浩

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達役務の名称
令和5年度石川県子育て支援員研修業務委託
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和6年3月31日まで

(4) 実施日及び場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

令和5年度石川県子育て支援員研修業務委託に係る一切の経費を含めた金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 過去10年間に、国又は地方公共団体が発注した研修業務を受注し、又は履行した実績があることを証明できること。

3 入札参加申請書の提出期限及び場所

この公告による入札に参加を希望する者は、入札参加申請書に入札参加資格を証明できる書類を添付して、令和5年8月23日(水)までに4(1)の場所に提出しなければならない。

4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部少子化対策監室子育て支援課保育施設グループ

電話番号 076-225-1497

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和5年9月4日(月)午後2時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和5年9月4日(月)午後2時

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎812会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和5年7月28日

石川県知事 馳 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
金沢フォーラス
金沢市堀川新町52番 ほか
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 令和5年2月7日
- 3 市町の意見の概要
市町名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
令和5年7月28日から同年8月28日まで

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ百坂店
金沢市百坂町ニ25番地1 ほか6筆
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称及び所在地
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大規模小売店舗内の店舗面積の合計
駐車場の位置及び収容台数
駐輪場の位置及び収容台数
廃棄物等の保管施設の位置及び容量
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
公告日 令和5年2月21日
 - 3 市町の意見の概要
市町名 金沢市
意見の概要
(1) 騒音の発生に係る事項
(環境政策課)
・ 夜間騒音の最大値が予測地点（C、E、G、H）で、規制基準を超過している。騒音対策を徹底し、近隣から

の苦情が発生しないようにし、苦情が発生した場合は、速やかに対応すること。

- ・ 空気圧縮機、送風機（原動機定格出力3.75kW以上のもの）、冷凍冷蔵用ガス圧縮機（原動機定格出力7.5kW以上のもの）及び空調用ガス圧縮機（原動機定格出力7.5kW以上のもの）は、金沢市環境保全条例に基づく特定施設に該当するため、設置する場合、本課あて届出書を提出すること。なお、特定施設を設置する事業場については、敷地境界にて騒音の規制が適用される。予測地点における騒音値が規制値を超過する場合は必要に応じて対策を講じること。
- ・ 当該計画地には、既に金沢市環境保全条例に基づく特定施設設置届出書及び金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例に基づく設置許可申請書が提出されている。変更、承継または廃止する場合、30日前までに本課あて届出書を提出すること。

(2) その他の事項

(景観政策課)

下記のいずれかの行為を行う場合は、事前協議してください。届出等の手続きが必要な場合があります。

- ・ 建築物又は工作物の改修等
- ・ 屋外広告物の設置等
- ・ 屋外照明設備の改修等

(建築指導課)

- ・ 類似の用途相互間における計画のため、用途変更の建築確認申請は不要です。
なお、建築指導課内に用途変更相談窓口を設置していますので、ご利用ください。
- ・ 建築行為がある場合は、開発行為について協議してください。

(内水整備課)

事前に雨水排水協議を行ってください。

(都市計画課)

「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」第2条第2号に基づく開発事業に該当する行為を行う場合は、第14条の規定に基づく届出が必要です。都市計画課まで事前にご相談ください。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和5年7月28日から同年8月28日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープおおぬか

金沢市大額2丁目50番 ほか28筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和5年3月3日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和5年7月28日から同年8月28日まで

農用地利用集積等促進計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和5年7月28日

石川県知事 馳 浩

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
平内 義博	羽咋市	羽咋市酒井町東19-2ほか3筆
今井 勉	羽咋市	羽咋市酒井町西16-1ほか1筆
後藤 裕美子	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町百浦195-1ほか1筆
大野 和夫	小松市	小松市佐美町78番2ほか1筆
農事組合法人 モロオカエーシー	輪島市	輪島市門前町道下よ19ほか4筆
岡本 大作	金沢市	金沢市中山町ソ188ほか1筆

2 認可年月日

令和5年7月28日

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和5年7月31日から同年8月29日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年7月28日

石川県知事 馳 浩

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
俵地区	県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	県営土地改良事業 変更計画書の写し	金沢市農林水産局農業基盤整備課

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局北陸技術事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年7月28日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (車載写真レーザ測量)	令和5年7月18日から 令和6年3月8日まで	北陸地方整備局管内 (金沢河川国道事務所管内)

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、中能登町長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年7月28日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (デジタル空中写真撮影、写真地図、修正数値図化)	令和5年6月26日から 令和6年3月22日まで	中能登町全域

県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年7月28日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付す物件

- (1) 所在地 河北郡内灘町白帆台2丁目229番ほか45筆
- (2) 地 目 宅地
- (3) 地 積 11,575.59㎡(明細は、別表のとおり)

2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年9月1日(金)午前11時
- (2) 場 所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎16階 1611会議室
- (3) 開 札 入札後、即時開札

3 現地説明(入札契約説明を含む。)の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年8月8日(火)午前11時
- (2) 場 所 河北郡内灘町白帆台1丁目215番地 白帆台公民館
- (3) 現地説明への参加を希望する者は、事前に電話にて申し込むこと。
申込先 石川県土木部建築住宅課 電話番号 076-225-1776

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をいずれも満たしている者(共同企業体を含む。)であること。

- (1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の免許を受けている者であること。
なお、共同企業体の場合は、構成員の半数以上が条件を満たすこと。
- (2) 建築工事業に関して建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けている者であること。
なお、共同企業体の場合は、構成員の半数以上が条件を満たすこと。
- (3) 宅地建物取引業法を遵守の上で行う、次に掲げる条件のいずれかにより、売買物件(本件入札により購入した物件をいう。以下同じ。)を第三者に譲渡する者であること。
ア 売買物件を自ら取得した上で、住宅等(地区の地区計画に規定する建築物をいう。以下同じ。)を建築し、譲渡すること。
イ 住宅等の建築を目的とする土地として譲渡すること。
- (4) 県内に営業所を有する者であること。
なお、共同企業体の場合は、構成員のうち1者以上が県内に営業所を有する者であること。
- (5) 令和2年4月1日から令和5年3月31日までに、石川県内において、40件以上の新築住宅に係る建築請負又は販売の契約実績を有する者であること。
なお、共同企業体の場合は、以下の条件をいずれも満たしていること。
ア 構成員全体で40件以上の契約実績を有すること。
イ (1)又は(2)に該当する構成員が5件以上の契約実績を有すること。
- (6) 売買物件を5年以内に販売する計画を有する者であること。
なお、共同企業体の場合は、各構成員の資格及び能力に応じて現実的に販売できるような計画を立てること。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者でないこと。
なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が条件を満たすこと。

- (8) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が条件を満たすこと。
- (9) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと及び以下に該当しない者であること。
なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が条件を満たすこと。
ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (10) 共同企業体の場合は、次の条件を全て満たすこと。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りでない。
ア 石川県との当該売買契約に定める義務について、連帯して責任を負うことができる者であること。
イ 入札保証金、契約保証金及び売買代金の納付又は返還並びに入札及び石川県との協議など、入札参加物件の売買に係る一切の行為は、代表者が代表して行わなければならないこと。
ウ 代表者の変更又は構成員の加入若しくは脱退は、認められないこと。
- 5 入札案内書の交付期間及び交付場所
- (1) 交付期間
令和5年7月28日(金)から同年8月24日(木)までの県の休日(県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項)を除く毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎16階 石川県土木部建築住宅課
- 6 入札参加申込みの方法
- (1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県土木部建築住宅課まで持参し、又は郵送しなければならない。
- (2) 受領期限
令和5年8月24日(木)午後5時(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)
- 7 その他
- (1) 入札保証金
入札しようとする金額の100分の5以上
- (2) 入札の無効
この公告に示した入札に参加する資格のない者が提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法
予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約保証金
契約金額の100分の10以上
- (5) 契約方法及び売買代金の納付
ア 県との当該売買契約は、第三者のためにする契約として締結する。
イ 契約締結の日から5年以内の間において、引渡しを受けようとする区画毎の売買代金を納付することとする。ただし、契約締結の日から5年後までに売買代金全額を納付することを要する。
- (6) 所有権の移転等
所有権は、区画毎の売買代金が納付された後に、契約者(落札後、県との間で売買契約を締結した者をいう。以下同じ。)による所有権移転先の指定及び所有権の移転先(所有権移転先として指定された者をいう。以下同

じ。)による当該区画の所有権移転を受ける旨の意思表示があった日に、県から所有権の移転先へ直接移転するものとする。

なお、契約者は、この所有権移転に係る登記が完了しない限り、当該区画において住宅等の建築に着手することができないことに留意を要する。

(7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(8) 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部建築住宅課住宅管理グループ 電話番号 076-225-1776

別表

番 号	所 在 地 番	財産区分	地 目	地 積
1	河北郡内灘町白帆台2丁目229番	土地	宅地	252.94㎡
2	河北郡内灘町白帆台2丁目230番	土地	宅地	257.03㎡
3	河北郡内灘町白帆台2丁目231番	土地	宅地	253.36㎡
4	河北郡内灘町白帆台2丁目232番	土地	宅地	253.47㎡
5	河北郡内灘町白帆台2丁目233番	土地	宅地	256.94㎡
6	河北郡内灘町白帆台2丁目234番	土地	宅地	256.80㎡
7	河北郡内灘町白帆台2丁目235番	土地	宅地	257.07㎡
8	河北郡内灘町白帆台2丁目236番	土地	宅地	257.12㎡
9	河北郡内灘町白帆台2丁目237番	土地	宅地	255.14㎡
10	河北郡内灘町白帆台2丁目238番	土地	宅地	255.08㎡
11	河北郡内灘町白帆台2丁目239番	土地	宅地	252.03㎡
12	河北郡内灘町白帆台2丁目240番	土地	宅地	247.45㎡
13	河北郡内灘町白帆台2丁目241番	土地	宅地	254.17㎡
14	河北郡内灘町白帆台2丁目242番	土地	宅地	254.02㎡
15	河北郡内灘町白帆台2丁目243番	土地	宅地	256.64㎡
16	河北郡内灘町白帆台2丁目244番	土地	宅地	256.44㎡
17	河北郡内灘町白帆台2丁目245番	土地	宅地	255.71㎡
18	河北郡内灘町白帆台2丁目246番	土地	宅地	255.86㎡
19	河北郡内灘町白帆台2丁目247番	土地	宅地	253.18㎡
20	河北郡内灘町白帆台2丁目248番	土地	宅地	253.26㎡
21	河北郡内灘町白帆台2丁目249番	土地	宅地	256.04㎡
22	河北郡内灘町白帆台2丁目250番	土地	宅地	252.22㎡
23	河北郡内灘町白帆台2丁目251番	土地	宅地	235.80㎡
24	河北郡内灘町白帆台2丁目252番	土地	宅地	223.97㎡
25	河北郡内灘町白帆台2丁目253番	土地	宅地	222.31㎡
26	河北郡内灘町白帆台2丁目254番	土地	宅地	222.49㎡
27	河北郡内灘町白帆台2丁目255番	土地	宅地	224.18㎡
28	河北郡内灘町白帆台2丁目256番	土地	宅地	224.12㎡
29	河北郡内灘町白帆台2丁目257番	土地	宅地	224.13㎡
30	河北郡内灘町白帆台2丁目258番	土地	宅地	224.31㎡
31	河北郡内灘町白帆台2丁目259番	土地	宅地	222.55㎡
32	河北郡内灘町白帆台2丁目260番	土地	宅地	222.55㎡
33	河北郡内灘町白帆台2丁目261番	土地	宅地	224.23㎡
34	河北郡内灘町白帆台2丁目262番	土地	宅地	218.84㎡
35	河北郡内灘町白帆台2丁目263番	土地	宅地	294.40㎡
36	河北郡内灘町白帆台2丁目264番	土地	宅地	271.55㎡

37	河北郡内灘町白帆台 2 丁目265番	土地	宅地	269.97㎡
38	河北郡内灘町白帆台 2 丁目266番	土地	宅地	270.05㎡
39	河北郡内灘町白帆台 2 丁目267番	土地	宅地	271.68㎡
40	河北郡内灘町白帆台 2 丁目268番	土地	宅地	271.50㎡
41	河北郡内灘町白帆台 2 丁目269番	土地	宅地	271.35㎡
42	河北郡内灘町白帆台 2 丁目270番	土地	宅地	271.46㎡
43	河北郡内灘町白帆台 2 丁目271番	土地	宅地	269.85㎡
44	河北郡内灘町白帆台 2 丁目272番	土地	宅地	269.60㎡
45	河北郡内灘町白帆台 2 丁目273番	土地	宅地	269.68㎡
46	河北郡内灘町白帆台 2 丁目274番	土地	宅地	283.05㎡
合 計				11,575.59㎡

